

子ども・子育て支援新制度に係る市の認可権限と確認制度の関係について

27年度からスタートした新制度では、(1)のうち幼保連携型認定こども園の認可・認定権限が中核市に、また、(2)の家庭的保育等4事業の認可が市町村になり、設備運営基準を定めたほか、新たに、給付対象施設・事業とするための事業所の「確認」制度が創設され、市町村業務となった。
 また、幼保連携型認定こども園以外の3類型認定こども園に係る認定権限についても、平成31年4月1日より県から移譲され、市の権限となる。

区分	施設・事業		認可			認定 (認定こども園のみ)		確認 (①給付対象の確認と ②指導監査)		確認後 (特定)
			根拠法	～26年度	新制度	～26年度	新制度	～26年度	新制度	
(1) 施設型給付	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	福島県	いわき市	福島県	いわき市	運営基準等 を確認し、給 付の対象と すること… ①はこれま での制度で はなかった が、②指導 監督は、それ ぞれの認可 主体が実施	いわき市	(1) 特定教育・保 育施設
		幼稚園型	認定こども園法 +幼稚園部分： 学校教育法	福島県	福島県	福島県	いわき市 ※H31.4～			
		保育所型	学校教育法 保育所部分： 児童福祉法	いわき市	いわき市	福島県	いわき市 ※H31.4～			
		地方裁量型	児童福祉法	なし	なし	福島県	いわき市 ※H31.4～			
	幼稚園	学校教育法	福島県	福島県	—	—				
	保育所	児童福祉法	いわき市	いわき市	—	—				
(2) 地域型保育給付	家庭的保育	児童福祉法	いわき市 実施なし	いわき市	—	—				
	小規模保育	児童福祉法	なし	いわき市	—	—				
	居宅訪問型保育	児童福祉法	なし	いわき市	—	—				
	事業所内保育	児童福祉法	なし	いわき市	—	—				

●認定こども園の諸類型と主な基準等について (対象となる子どもは0～5歳)

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	認可幼稚園 (学校) + 保育所機能	認可保育所 (児童福祉施設) + 幼稚園機能	幼稚園機能 + 保育所機能
認可権者	いわき市	福島県	いわき市	—
認定権者	いわき市	いわき市	いわき市	いわき市
教育・保 育に携わ る職員	保育教諭 (幼稚園教諭&保育士)	【満3歳以上】→幼稚園教諭 or 保育士 【満3歳未満】→保育士		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ●教育・保育に携わる有資格者の配置基準はいずれの類型も、 【0歳】 3:1 【1・2歳】 6:1 【3歳】 20:1 【4・5歳】 30:1 </div>
経過 措置	有：いずれか一方の資格あれば○ (～31年度)	無		
給食	・2、3号子どもに対する食事の提供義務あり (1号は提供義務なし) > 3～5歳：自園調理 (外部搬入○) > 0～2歳：自園調理 (外部搬入×) ※ 要・調理室			
例外 措置	有：食事提供人数が計20人未満→調理設備があれば○ (この場合でも未満児は自園調理)		無	
開園日・ 開園時間	11時間開園、土曜日開園が原則 (弾力運用可 (ただし減算あり))	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日開園が 原則 (弾力運用可 (ただし減 算あり))	地域の実情に応じて設定

●地域型保育事業の諸類型と主な基準等について (対象となる子どもは0～2歳児)

	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
利用定員上限	5人以下	19人以下 (C型にあっては原則10人以下)	・保育所型20人以上 ・小規模型19人以下	1人
職員数	3:1 (家庭的保育補助者を置く場合は5:2)	A型 【0歳】 3:1 B型 【1～2歳】 6:1 上記に加え+1人 C型 家庭的保育と同じ	●20人以上 【0歳】 3:1 【1～2歳】 6:1 ●19人以下 小規模保育A型・B型と同じ	1:1
職員資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	A型 保育士 B型 半数以上保育士 (※) C型 家庭的保育者	●20人以上…保育士 ●19人以下…半数以上保育士 (※)	・家庭的保育者
保育室等	3.3㎡/人以上	A型 【0、1歳】 3.3㎡/人以上 B型 【2歳】 1.98㎡/人以上 C型 3.3㎡以上/人以上	●20人以上 【0、1歳】 乳児室：1.65㎡/人以上、 ほふく室：3.3㎡/人以上 (既存施設からの移行の場合のみ) 【2歳児】 1.98㎡/人以上 ●19人以下 小規模保育A、B型と同じ	—
連携施設 の設定 (経過措置あり)	要 ①3歳以降の受け皿 ②集団保育 ③代替保育	要 (同左)		—
給食	・自園調理 (連携施設からの搬入可) ・調理設備 ・調理員			—

(※) 保育士以外の職員は市又は市が指定する研修 (子育て支援員研修) を受けた者